

# タイにおける商標出願制度概要

S&I International Bangkok Office

S&I International Bangkok Office は、1996 年日本国弁理士井口雅文氏によって開設。タイ国および東南アジアを中心として、海外の特許、小特許、意匠、商標の出願代行業務、特許・商標調査業務、知的財産に関する情報提供業務、知的財産侵害事案の対応等を行う。

## 1. タイの商標制度の概観

### (1) 法令、条約

タイにおける商標保護の根拠である商標法は 1931 年に制定され、1933 年、1961 年、1991 年、2000 年の改正を経て、現在は 2016 年改正商標法第 3 版が施行されている。また国際条約としては WTO-TRIPs（1995 年）、パリ条約（2008 年）、マドリッドプロトコル（2017 年）が挙げられる。

### (2) 管轄政府機関

管轄政府機関は、商務省タイ知的財産局（DIP: Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce）である。

## 2. タイ商標法について

### (1) 登録が認められる標章（4 条）

写真、絵画、創作された図、ロゴ、名称、語句、文、文字、数字、署名、色の集合、物体の外形（shape）もしくは形状、音、またはそれらの一つもしくは複数相结合したものに対して登録が認められている。2016 年改正で音商標が保護対象に追加された。

### (2) 登録要件（6 条）

識別性を備え、商標法で禁止されている特徴を持たず（不登録事由は 8 条で規定）、他人の登録商標と同一または類似しない商標であることが求められる。

### (3) 多区分出願 (9 条)

2016 年改正により多区分制が導入された。しかしながら、2018 年現在の実務では、出願後に区分毎への出願の分割が認められていないため、複数区分を含む出願が一部の区分に対し拒絶を受けた場合、拒絶を受けなかった区分の登録手続を先に進めることができない。

### (4) 商標権の譲渡 (49 条)

登録後であれば一部の商品または役務のみを譲渡・相続することが可能である。未登録の場合はそれが認められず、全ての商品または役務を譲渡・相続しなければならない。

### (5) 商標権の更新 (54 条)

満了日の 3 か月前から更新申請が可能である。さらに満了日から 6 か月間のグレースピリオドが設けられており、この期間中の手続には追加料金として政府手数料の 20%が発生する。グレースピリオド以降の更新は認められない。

### (6) 不使用取消 (63 条)

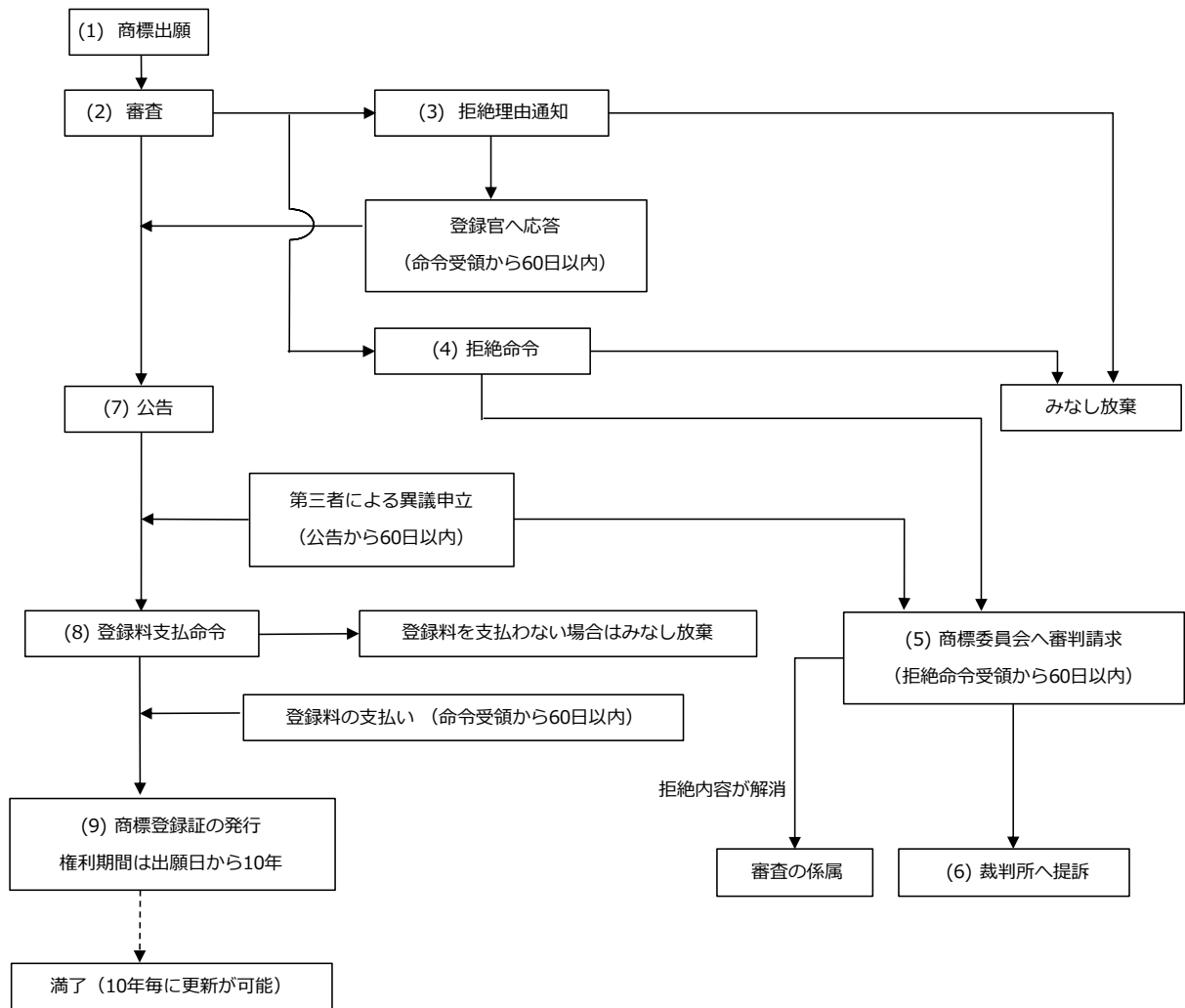
取消請求を行う前の 3 年間に登録された商品または役務においてその商標の不使用を証明することができる場合、商標委員会に対して取消請求を行うことができる。つまり証明責任は請求人側にある。

### (7) 商標ライセンス契約の登録 (68 条)

商標ライセンス契約は書面で作成され、かつ登録官に対して登録されなければならない。登録されていないライセンス契約は無効とみなされる。登録申請書には商標権者がライセンシー商品の品質を管理できるような条件または制限を記載しなければならない。

### 3. タイの商標出願から登録までの流れ

フローチャートを参考に説明する。フローチャート中におけるカッコつき数字は下記の記述に対応する。



#### (1) 商標出願

- 所定の書式を整えて DIP へ提出する。
  - ①直接出願の場合・・・願書、委任状
  - ②パリルート経由の場合・・・願書、委任状、優先権主張申請書、優先権証明書、タイ出願時に基礎出願が無効になっていない旨を陳述する書面
  - ③マドリッド協定経由の場合・・・タイ国内の審査時に庁通知が発行された場合のみ委任状を準備し、登録官に応答する。優先権主張がある場合は優先権主張に関する

る書類（優先権証明書、およびタイ出願時に基礎出願が無効になっていない旨陳述する書面）の提出を求める庁通知が発行されるため、それらの書類を応答時に提出する。

- タイに居所を有していない日本企業や自然人が出願するためには、タイの弁理士が出願行為を代理する必要がある、委任状が必要となる。

## (2) 審査

- 提出書類の書式が正しいか、必要書類が揃っているかといった方式的な要件の他、指定商品または役務記述の登録可否判断、識別性の判断、先行商標との類否判断が行われる。
- 国際分類表を参考に作成された独自の商品役務リストを採用しており、全体的に細かい記述が求められる。
- 日本より厳しく識別性を判断する傾向にあるため、出願前に現地代理人にコメントを求めることをお勧めする。

## (3) 拒絶理由通知

審査の結果、指定商品または役務記述等に対する補正命令、権利不要求（ディスクレーマー）命令等が発出された場合、出願人は命令受領から60日以内に登録官へ応答する必要がある（延長不可）。期日以内に応答しない場合、放棄とみなされる。

## (4) 拒絶命令

審査の結果、識別性の不備、または先行商標と同一もしくは類似するとして拒絶命令が発出された場合、出願人は拒絶命令受領から60日以内に商標委員会へ審判請求する必要がある（請求日の延長は不可）。期日以内に応答しない場合、放棄とみなされる。

## (5) 商標委員会への審判請求

拒絶命令に不服があれば、商標委員会に審判請求をすることができる。拒絶命令の内容が解消された場合は審査に係属する。

#### (6) 裁判所への提訴

商標委員会への審判請求によっても問題が解消されなければ、タイ国際取引および知的財産裁判所へ提訴することになる。裁判は三審制で、上級審として控訴審、最高裁がある。

#### (7) 公告

審査の結果、登録すべきと判断された場合は公告される。第三者は、公告から60日以内に異議申立をすることができる。

#### (8) 登録料支払命令

異議申立期間中に第三者による異議申立が無ければ登録料支払命令が発出される。出願人は命令受領から60日以内に登録料を支払う必要がある。支払わなかった場合、放棄とみなされる。

#### (9) 商標登録証の発行

登録料の支払いにより登録番号が付与され、商標登録証が発行される。

### 4. 登録後

商標の権利期間は出願日から10年であり、その後10年毎に更新することができる。商標権に対して不服のある第三者は、商標委員会またはタイ国際取引および知的財産裁判所に審判請求または提訴することが可能である。

#### ■ソース

タイ商標法

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)